

(別 紙)

外部研修講師登録の募集要領	
募集部門	上水道事業における次の9部門 ・経理経営部門 ・危機管理部門 ・営業業務部門 ・工務部門・配水部門・給水部門・浄水部門・施設部門（電気） ・施設部門（機械）
募集人数	人数制限はありません
登録要件	次の要件をすべて満たしている方 (1) 政令指定都市の水道事業において、実務経験（概ね10年以上）があり、一定の事務、技術ノウハウを有し、各部門業務に精通していること。 (2) 本市水道事業と利害関係のある企業等（本市外郭団体、本市監理団体、公益事業体を除く）に属していないこと。 (3) 研修講師の経験があること、又は同等の技量を有していると認められること。 (4) 当局の要請に応じて、適宜、研修講師として出席できること。
登録期間	年度単位（各年度4月～3月） 登録後の次年度は更新延長が可能です。
審査方法	申請内容に沿って、次の要件審査をします。 書類審査及び登録要件審査（1日）、面接審査（1日）
研修講師の委任	当局の研修案件が生じた都度、委任を行います。 講師委任は、年度ごとに全体で複数回次程度を見込んでいます。 講師委任は、登録名簿順に連絡を行い日程調整のうえ依頼します。 なお、委任を行わない場合もございますのでご了承願います。
謝礼金	研修講師として従事いただいた時間分の報酬として、「講師に係る謝礼金の取扱基準」に定める額 http://www.city.osaka.lg.jp/jinji/page/0000201649.html